新型コロナウィルス感染症に関する

各種助成制度概要

６月２９日現在の情報を要約の上掲載しています。混乱の中、情報

は訂正、更新されることがありますのでご注意ください。

さらに詳しく知りたい方は「新型コロナウィルス感染症に伴う助成

制度一覧」のURLからお調べください。

新型コロナウイルス感染症に関する

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和２年５月７日から令和３年１月31日まで。

**【助成対象】令和２年５月７日から同年９月30日までの間に**

①**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、 **年次有給休暇の賃金相当額の６割以上が支払われる**ものに限る)を整備し、

②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

**令和２年５月７日から令和３年１月31日までの間に**（※）

③**当該休暇を合計して５日以上取得**させた事業主

（※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間）

**【助成内容】**対象労働者1人当たり

**有給休暇計5日以上20日未満：25万円**

**以降20日ごとに15万円加算（上限100万円）**※1事業所当たり20人まで

**【申請期間】令和2年6月15日から令和3年2月28日まで**

＊雇用保険被保険者の方用と雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

**雇用調整助成金とは？**

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者

に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休

業手当等の一部を助成するものです。

今回、４月１日から９月３０日(６/１２現在)までを緊急対応期間とし、

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特例措置が実施されます。

**【支給要件（特例措置期間）】**

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ  
   休業を実施した事業主で、前年同月比５％以上売上が減少していること。
2. 休業期間中に平均賃金（前年度１年間の賃金総額より算出）の60％以上の  
   休業手当を支払っていること

**【助成額】**

休業を実施した場合の助成額は、次の①と②を乗じた額となります。

①休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額

②助成率（中小企業は4/5（解雇等を行わない場合は10/10））

ただし、１人１日当たり１５,０００円を上限とする。

* ５月３１日までの休業に対する助成金の申請期限は８月３１日です。
* 雇用調整助成金は、休業等を行う事業主に対して支払われるものであり、労働者個人には支給されません。
* 申請の詳細については、県労働局、ハローワーク又は社会保険労務士にご相談ください。
* 参考資料　厚生労働省　「雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）」R2.6/12版

持続化給付金（経済産業省）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業

の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金が支給さ

れます。

**【給付対象者】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が前年同月比で50％以上**

**減少**している事業者（個人・法人ともに可）

**【給付額】**

**法人**：**200万円以内**

**個人事業者等**：**100万円以内**

ただし、下式による減少分を超えないものとする。

減少分＝前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50％月の売上×12ヶ月)

※前年同月比▲50％月は2020年1月から2020年12月のうち、2019年の

同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択する

* パソコン・スマホ等による電子申請が基本となります。  
  また、申請サポート会場が岡山県下でも開設されています。（完全予約制）
* 申請期間：令和３年１月１５日まで
* 昨年創業した方にも特例があります。
* 詳しくは持続化給付金コールセンター(0120-115-570）または、中小企業診断士、行政書士にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等に伴う

保護者の休暇取得と助成金について

　　　　　　　　　　　 　　（厚生労働省）

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子供の世話を

保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**年次有給休暇とは別に賃金全額支給の休暇を**取得させた事業主は助成金の対象になります。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校等に通う子供

②新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校などを休む必要がある子供

**【助成内容】年次有給休暇とは別に賃金全額支給の休暇を取得した**

**対象労働者に賃金相当額×10／10**

具体的には、対象労働者1人につき、

**「対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数」**

で算出した合計額を支給。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8.330円を上限とする）

**【申請期間】令和2年9月30日まで**

＊雇用保険被保険者の方用と雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式

があります。

家賃支援給付金（経済産業省）

緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直⾯する事業者の事業継続を下⽀えするため、**地代・家賃の負担を軽減することを⽬的**として、**テナント事業者に対して給付⾦を⽀給**。

**【給付対象】**

テナント事業者のうち、中堅企業、中⼩企業、⼩規模事業者、個⼈事業者等であって、5⽉〜12⽉において以下のいずれかに該当する者。

**• いずれか1ヶ月の売上⾼が前年同⽉⽐で50％以上減少。**

**• 連続する3ヶ⽉の売上⾼が前年同期⽐で30％以上減少。**

**【給付額・給付率】**

給付額は申請時の直近の**支払い家賃（月額）に係る給付額（月額）の２／３を**

**（6ヶ月分）**。

給付上限額（月額）**中小事業者50万円（6ヶ月300万円）**

**個⼈事業者25万円（6ヶ月150万円）**

加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して

上限を超える場合の例外措置を設ける。

※支払家賃（月額））のうち給付上限超過額の１／３を給付することとし、**給付**

**上限額（月額））を中小事業者100万円、個⼈事業者50万円に引き上げる**。

　　慰労金交付（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴いながら、継続して診療等を行っていただいており、医療機関でのクラスターの発生状況も踏まえ、業務に従事していることに対し、**慰労金を給付**。

**【給付内容】**

**歯科診療所に勤務する患者と接する医療従事者1名**につき**5万円支給**

（岡山県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日の3月22日から6月30日までの間に延べ10日間以上出勤したもの、勤務形態は問わない）

**【給付対象】**

　**歯科医師、歯科衛生士**以外に、**事務職員や歯科業務の補助を行う者**で、**患者と**

**接する業務に従事する者が対象**となる。歯科技工士については、歯科診療所に勤務し、患者と接する業務に従事する場合は可。（歯科技工所に勤務する歯科技工士は対象とならない。）

　感染拡大防止等の支援（厚生労働省）

新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、**感染拡大防止対策等に要する費用の補助**を行う。

**【給付対象】**

感染各区第防止策や診療体制確保等に要する費用

**（医科医療機関の取組の例）**

・共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う

・待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、

患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める

・発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない

よう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う

・電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する

・医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

**（対象となる物品等の例）**

・マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入

・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入

・ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備

・空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含む）

・滅菌器、口腔外バキューム

・エアコンのクリーニング

・タービン等の歯科用ハンドピース

・検温等（非接触型）を含む機器

・ラバーダム、口腔内バキューム等

・医療廃棄物や清掃費用（外部委託費）

・白衣、スリッパ等

**【補助額】**

**100万円を上限として実費**を補助

新型コロナウイルス感染症特別貸し付け（日本政策金融公庫）

商工中金による危機対応融資（商工中金）

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、**新型コロナウイルス**

**感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の融資制度**

**新型コロナウイルス感染症特別貸し付け**

**【適用対象】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方

**(1)最近１ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している方**

**(2)業歴３ヵ月以上１年１ヶ月未満の場合は、最近１ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方**

**① 過去３ヵ月（最近１ヶ月を含みます。）の平均売上高**

**② 令和元年 12月の売上高**

**③ 令和元年 10月から12月の平均売上高**

**【融資限度額】　国民生活事業**(注1) **6,000 万円**

**中小企業事業 ３億円**

**【返済期間**（うち据え置き期間）**】　設備資金 20年以内**（５年以内）

**運転資金 15年以内**（５年以内）

**【利率】**（注2）

**国民生活事業 3,000万円以内の部分**（注3）**当初3年間：基準利率－0.9％**

**3年経過後：基準利率**

**3,000万円を超える部分 基準利率**

**中小企業事業 1億円以内の部分**(注3） **当初3年間：基準利率－0.9％**

**3年経過後：基準利率**

**1億円を超える部分 基準利率**

【担保】 **無担保**

（注1）国民生活事業とは、小規模事業者への融資・経営支援サービス・教育ローン

（注2）基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の各ＨＰをご覧ください。

（注3）一部の対象者については、基準利率－0.9％の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初３年間が実質無利子となる予定です。

**商工中金による危機対応融資**

**【融資対象者】**新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な業績悪化を来たし、次に

①または②に該当

①最近1ヶ月の売上高が前年度又は前々年の同期と比較して5%減少

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、売上増加に直結する設備や雇用を拡大して

いるなど、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上

高が。次のいずれかと比較して5%以上減少

　a過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高

　b令和元年12月の売上高

　c令和元年10月から12月の売上高平均額

　　③拡充部分

**①②に加え、新型コロナウイルス感染症 の影響により直近１ヵ月の売上が、前年**

**又 は前々年の同期と比較して5％以上減少 している方**

**【融資限度額】**

**3億円**

**【返済期間**（うち据え置き期間）**】**

**設備資金　20年以内**（5年以内）

**運転資金　15年以内**（5年以内）

**【利率】**

**当初3年間：0.21% 4年目以降：1.11%**

**お問い合わせ先　　商工組合中央金庫相談窓口0120－542－711**

新型コロナウイルス感染症特別貸し付け

～特別利子補給制度～（日本政策金融公庫）

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス

感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、**特に影響の**

**大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで、実質無利子化。**

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、

中小企業庁HP等で公表予定です。

**【適⽤対象】**

**「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借⼊を行った中⼩企業者のうち、以下の要件を満たす⽅**

①個⼈事業主（事業性のあるフリーランス含み、⼩規模に限る）：要件なし

②⼩規模事業者（法⼈事業者）：売上⾼15％減少

③中⼩企業者（上記➀➁を除く事業者）：売上⾼20％減少

※⼩規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下・卸売業、⼩売業、サービス業は従業員5名以下

**【利⼦補給】**

**・期間：借⼊後当初3年間**

**・補給対象上限：中⼩事業1億円、国⺠事業3000万円**

※令和２年1⽉29⽇以降に、⽇本政策⾦融公庫等の「新型コロナ ウイルスに関する経営相談

窓⼝」等経由で借⼊を行った⽅について 、上記特別貸付の遡及適⽤を受け、①〜③の要件

を満たす場合 には、本制度の遡及適⽤が可能です。

無利子・無担保融資

新規で創設する**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**危機対応融資等**に

**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

**危機対応融資**

**特別利子補給制度**

**新型コロナウイルス**

**感染症特別貸し付け**

**実質無利子**

**無担保融資**

福祉医療機構　融資優遇

新型コロナウイルス感染によって事業停止などになった**医療関係施設に対し、 優遇融資を実施**しています。**長期運転資金の貸し付け利率の引き下げ実施**、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

**【適⽤対象】**

**新型コロナウイルス感染症の影響で営業停止、縮小、自治体から**

**の要請で休業**

**【融資限度額】**

**4，000万円**

**【返済期間（うち据え置き期間）】**

**10年以内（5年以内）**

**【利率】**

**当初5年間　3,000万円まで無利子**

**3,000万円超の部分は0,2%**

**6年目以降 0,2%**

納税猶予制度 （国税庁）

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、**原則として 1年以内の期間に限り、猶予が認められます**ので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

**【要件】**

①国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難に

するおそれがあると認められること。

②納税について誠実な意思を有すると認められること。

③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

④納付すべき国税の納期限(4月16日)から６ヶ月(10月16日)以内までに

申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

**【猶予が認められると】**

・原則、１年間猶予が認められます。（状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）

・猶予期間中の延滞税が軽減または免除されます。

固定資産税・都市計画税の減免（経済産業省）

税負担を軽減するため、保有するすべての設備や建物等の2021年度※の**固定**

**資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とする**。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（収⼊が前年同

　月比20％以上減）に基づき、１年間、納税猶予可能。

具体的には、**2020年2〜10⽉の任意の３ヶ⽉の売上が前年同期⽐30％以上50％**

**未満減少した場合は1／2に軽減し、50％以上減少した場合は全額を免除する**。

**【減免対象者】**

・設備等の償却資産及び事業⽤家屋に対する固定資産税（通常、取得額

または評価額の1.4％）

・事業⽤家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3％）

**【給付額】**

|  |  |
| --- | --- |
| **2020年2⽉〜10⽉までの任意の３ヶ⽉間の売上⾼の対前年同期⽐減少率** | **減免率** |
| **３０％以上５０％未満** | **2分の1** |
| **５０％以上減** | **全額** |